

甲府市災害時生活用水協力井戸指定制度実施要領

1 趣 旨

この要領は、甲府市災害時生活用水協力井戸指定要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、災害時生活用水協力井戸の指定、登録、情報共有等について詳細を定めるものとする。

2 指定手続き等

協力井戸の指定については、以下のとおりとする。

- (1) 希望申出者から第1号様式の提出を受けるものとする。
- (2) 第1号様式の内容を確認後、市職員による現地調査を行い、指定の要件を満たす井戸については、指定井戸として登録名簿に登録する。なお、当該現地調査の際、職員は必ず名札等の身分が分かるものを携行すること。
- (3) 登録名簿に登載した指定井戸の所有者には、第2号様式ならびに標識の交付をもって指定を通知する。
- (4) 指定とならなかった申出者に対しては、必要に応じて説明を行う。
- (5) 指定井戸の情報は、第4号様式により地元自主防災組織等へ提供するものとする。
- (6) 指定井戸の所有者のうち、第1号様式中の情報公開欄について同意を得ている場合は、甲府市ホームページ等により、市民に向けた情報公開を行うものとする。
- (7) 指定井戸の所有者の理由等により、第1号様式の申出内容に変更が生じた場合は、当該指定井戸の所有者から第5号様式の提出を受けるとし、第6号様式の交付、登録名簿の変更を行うとともに、第7号様式の交付及び公開情報の変更を行うものとする。
- (8) 井戸の指定に関し、調査の必要が認められた場合には、当該指定井戸の所有者に対し、井戸状況を聞き取るとともに、同意を得た上で当該井戸の現地調査を行うものとする。
- (9) 指定井戸の状況等により、生活用水の提供が困難になった場合は、提供者から第8号様式の提出を受けるとし、標識の返還を求める。併せて登録名簿から削除するとともに、第10号様式の交付、公開情報の削除を行うものとする。
- (10) 指定井戸の所有者から標識の紛失、破損等の申し出があった場合は、第11号様式の提出により、登録標識を再交付するものとする。

3 指定井戸の情報の提供

- (1) 市は、災害時に市民が井戸水を円滑に活用できるよう、当該地区の自主防災組織等へ指定井戸の情報を提供するとともに、所有者の同意が得られた指定井戸の情報について、甲府市ホームページ等での情報公開に努めるものとする。
- (2) 市は、災害時等に指定井戸を利用する市民に対し以下の注意事項の周知を図る。
 - ア 井戸水は飲用として提供しているものではないこと。
 - イ 井戸水の提供を受ける際には、所有者の指示に従うこと。

- ウ 井戸水の提供は、特定の個人に対して多量に提供することができないこと。
- エ 井戸水の提供は、災害の影響等により突然利用できなくなる場合があること。
- オ 井戸水の提供を受けるための容器は提供を受ける側が用意すること。
- カ 提供を受けた井戸水の持ち帰りは、利用者が行うこと。
- キ 井戸水の提供は、指定井戸の所有者の善意で行われるものであり、提供者が義務を負うものではないこと。

4 指定井戸の所有者の遵守事項

市は、指定井戸の所有者に対し、以下の遵守事項を周知する。

- (1) 指定井戸及びその周辺を整理し、清潔に保つよう努めること。
- (2) 標識を指定井戸付近に掲げ、井戸の所在周知に努めること。
- (3) 災害時には、協力できる範囲内において井戸水の提供に努めること。
- (4) 井戸水の提供は公平に行うこと。
- (5) 利用者に飲用として提供しているものではない旨を伝えること。
- (6) 井戸の利用内容や所有者申し出事由に変更があった際は、本要領「2 指定手続き等」に従うこと。
- (7) 井戸水の色、濁り、臭いの他、明らかな異常が発生し、生活用水としての使用に不
適当な水質になったと判断した時またはその恐れがあるときは、速やかに市に申し出
ること。
- (8) 指定井戸の状況把握等について、市より依頼があった際には、できる範囲で協力す
ること。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。